

ヘルパーステーション 榎の木 運営規程
(指定訪問介護)
(指定介護予防訪問介護)

(事業の目的)

第1条 大和メディカル株式会社(以下「事業者」という)が設置する ヘルパーステーション 榎の木 (以下「事業所」という。)において実施する指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問介護事業 (以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、介護利用者の意思及び人格を尊重し、要介護及び要支援の状態にある高齢者(以下「利用者」という)に対し、適正な指定訪問介護サービス及び指定介護予防訪問介護サービス (以下「訪問介護サービス」という)を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業所が実施する訪問介護事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 訪問介護サービスの提供に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 訪問介護サービスの提供は、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーション 榎の木
- (2) 所在地 山形県山形市上町四丁目6番24号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名 常勤兼務 (サービス提供責任者兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 4名 常勤兼務4名 (管理者兼務1名・有料老人ホーム
介護員との兼務3名)

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護サービスの利用の申し込みに係

る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員 23名(有料老人ホーム介護員との兼務を含む)

訪問介護員は、訪問介護サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。

(2) 営業時間 午前6時00分から午後10時00分までとする。

(3) 上記の営業日・営業時間の他、電話により24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、営業時間外の対応を行うものとする。

(訪問介護サービスの内容及び利用料)

第7条 訪問介護サービスの内容は重要事項説明書のとおりとし、訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

なお、当該訪問介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う訪問介護サービスに要する交通費は実費とする。ただし自動車を使用する場合は1回の利用につき300円とする。

3 前各号に掲げるもののほか、利用者が負担することが適当であるものは、その実費とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、山形市とする。

(衛生管理等)

第9条 事業者は職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員は、訪問介護サービスを提供中に、利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第11条 事業者は、提供した訪問介護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、提供した訪問介護サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、また利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 事業者は、提供した訪問介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第12条 事業者は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 事業者は訪問介護員に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護サービスの提供をさせないものとする。

(個人情報の守秘義務)

第13条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する業務を負う。

- 2 事業者は職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための訪問介護員に対する研修の実施

- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所の訪問介護員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（記録の整備）

第15条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する訪問介護サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 訪問介護計画書
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

平成23年 6月21日改訂

平成23年10月 3日改訂

平成24年 4月 1日改訂

平成27年 8月 1日改訂

平成28年 8月 1日改訂

平成29年 8月 1日改訂

平成29年12月 1日改訂